

千葉県監査委員告示第12号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、別添のとおり千葉市長から通知がありましたので、公表します。

令和元年10月28日

千葉県監査委員	大	木	正	人
同	宮	原	清	貴
同	森	山	和	博
同	三	須	和	夫

31千総業第183号
令和元年10月24日

千葉市監査委員 大木 正人 様
同 宮原 清貴 様
同 森山 和博 様
同 三須 和夫 様

千葉市長 熊 谷 俊 人

包括外部監査の結果に基づき講じた措置について（通知）

平成29年度及び平成30年度の包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により別紙のとおり通知します。

平成29年度包括外部監査

監査のテーマ：市税に係る事務の執行について

第4 監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見（総論）

4. 外部委託に係る契約事務の適正性確保への取組みについて

監査の結果（指摘事項の概要）	講じた措置										
<p>(3) 仕様書に記載された報告書類の入手漏れ・不備について【課税管理課】（報告書 P76）</p> <p>【現状・問題点】</p> <p>以下の委託契約において、委託業務を定めた仕様書で提出が求められている作業計画書や委託業務の作業完了時に委託事業者に残留した使用データがないことを証する証明書が入手されていない。</p> <table border="1" data-bbox="156 734 794 1104"> <thead> <tr> <th>委託業務（所管課）</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成28年度固定資産税・都市計画税納税通知書等作成業務委託（課税管理課）</td> <td>仕様書で提出を求めている作業計画書を入手していない。</td> </tr> <tr> <td>平成28年度軽自動車税納税通知書等作成業務委託（課税管理課）</td> <td>仕様書で提出を求めている証明書を入手していない。</td> </tr> </tbody> </table> <p>当該委託業務においては、業務完了の際に実施報告書を委託事業者から入手し、仕様書に基づく業務が完了したことを確認しているが、仕様書に基づく報告書類が委託事業者から入手されていないことから、仕様どおりに業務が適正に遂行されたかどうか十分に検証されていない。</p> <p>また、以下の委託契約においては、委託事業者から実施報告書を入手しているものの、受領した実施報告書に記載の不備があった。</p> <table border="1" data-bbox="156 1507 794 1731"> <thead> <tr> <th>委託業務（所管課）</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市県民税変更通知書作成業務委託（課税管理課）</td> <td>契約期間とは異なる日付が委託事業者の提出した実施報告書に記載されている。</td> </tr> </tbody> </table> <p>実施報告書上の契約期間とは異なる日付の記載は、委託事業者における記入誤りが原因であるが、報告書類の受領が形式的なものとなっており、その内容の十分な確認が行われていなかったと考える。</p> <p>【指摘】</p> <p>仕様書作成に当たっては、委託事務に対して求める仕様を定める際に、あわせて当該仕様に従い</p>	委託業務（所管課）	備考	平成28年度固定資産税・都市計画税納税通知書等作成業務委託（課税管理課）	仕様書で提出を求めている作業計画書を入手していない。	平成28年度軽自動車税納税通知書等作成業務委託（課税管理課）	仕様書で提出を求めている証明書を入手していない。	委託業務（所管課）	備考	市県民税変更通知書作成業務委託（課税管理課）	契約期間とは異なる日付が委託事業者の提出した実施報告書に記載されている。	<p>本業務委託3件で入手漏れや不備のあった書類それぞれについて、必要性を検討し、証明書の提出は求めないこととした。一方で、作業計画書及び実施報告書は提出を求めることとし、当該書類を受領後、委託業務が適切に行われたことを確認した。</p> <p>このほか、書類の入手漏れを防ぐため、平成30年1月10日付けで税務部長通知「適正な契約事務の執行について」を部内の各所属長あてに発出し、①仕様書等で契約相手から提出させる必要書類は、遅滞なく提出させること、②必要書類が提出されているか契約期間中に複数人で確認することを周知徹底した。</p>
委託業務（所管課）	備考										
平成28年度固定資産税・都市計画税納税通知書等作成業務委託（課税管理課）	仕様書で提出を求めている作業計画書を入手していない。										
平成28年度軽自動車税納税通知書等作成業務委託（課税管理課）	仕様書で提出を求めている証明書を入手していない。										
委託業務（所管課）	備考										
市県民税変更通知書作成業務委託（課税管理課）	契約期間とは異なる日付が委託事業者の提出した実施報告書に記載されている。										

委託事業者が適正に業務を遂行したかどうかを適宜確認できるよう、必要な報告書類を定め、提出を求める必要がある。契約事務に当たっては、仕様書で求める報告書類受渡の目的及び必要性を常に確認し、その十分性を検討されたい。また、必要かつ十分と認めて委託事業者に提出を求めた報告書類については、受領後その内容を十分に確認し、委託業務が適切に行われたかどうかの評価を十分に行われたい。

平成29年度包括外部監査

監査のテーマ：市税に係る事務の執行について

第4 監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見（総論）

4. 外部委託に係る契約事務の適正性確保への取組みについて

監査の結果（指摘事項の概要）	講じた措置
<p>(4) 契約書における委託料支払根拠の未記載について【課税管理課】（報告書 P77）</p> <p>【現状・問題点】</p> <p>課税管理課が発注する固定資産評価（土地）総合支援業務委託は、3年に一度の固定資産（土地）評価に当たっての複数年にわたる総合支援業務に係るものである。</p> <p>この委託事務は、業者からの企画提案に基づき仕様に沿った業務内容が決定される。契約期間は平成28年度から30年度までの3か年であり、当該期間にわたり継続して実施される技術支援及び調査内容に基づき、委託料総額が定められている。当該契約の契約総額は95,364千円であり、平成28年4月1日付で3か年を期間とする契約が締結されている。契約に当たっては、平成28年度支出予定分が歳出予算として計上され、平成29年度及び30年度の支出予定分については債務負担行為により予算措置されている。</p> <p>一方、当該委託契約においては、仕様書に各年度で実施される委託業務の内容は記載されているものの、契約書に支払期毎の支払額が記載されておらず、業務内容に対する委託料支払の根拠が明確でない。</p> <p>【指摘】</p> <p>契約書締結に当たっては、委託事業者による業務の履行及びそれに対する市による委託料支払の条件を明らかにするために、契約書に支払期毎の支払額を明記されたい。</p>	<p>本業務委託については、平成30年4月1日付で変更契約を締結し、支払期毎の支払額を明記した。</p>

平成29年度包括外部監査

監査のテーマ：市税に係る事務の執行について

第5 監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見（各論）

1. 個人市民税

（8）監査の結果及び意見【課税管理課、市税事務所市民税課】

監査の結果（指摘事項の概要）	講じた措置
<p>①併合チェックリストに基づく併合チェック事務及び更正事務について【課税管理課、市税事務所市民税課】（報告書P103）</p> <p>確定申告書、給与支払報告書等の課税資料が税務システムに入力された後、税務システム内で併合処理（税務システムに入力された課税資料をもとに所得額、所得控除額、税額等を算出する処理）が行われる。市税事務所市民税課個人市民税班では、課税資料をもとにシステム上の条件に従って不整合等が生じていると判断されたものについて、税務システムから出力された「併合チェックリスト（エラー表示分）」を査閲し、税務システム上の計算が適切に行われているか確認する。さらに、その計算に誤りが発見された場合には、これを更正するため、税務システムに修正入力を行う。</p> <p>なお、「併合チェックリスト（エラー表示分）」には、税務システム上、併合のエラーとした要因が「併合メッセージ」として記載されている。</p> <p>この当初賦課における併合チェック事務及び更正事務については、担当職員の判断と手作業が介在する事務であり、また件数も非常に多いため、課税を誤るリスクが存在する。そこで、「併合チェックリスト（エラー表示分）」を母集団としてサンプリングを行い、調査を行った。サンプル調査したもののうち3件について賦課決定金額の誤りが認められた。</p> <p>サンプル調査した3件の賦課決定金額の誤りは、いずれも課税資料の提出者（納税義務者、給与支払者）の課税資料の記載誤りまたは提出誤りに起因するものであり、一概に課税事務における過誤であるとはいえない。しかし、個人市民税の賦課を正確に行うためには、併合チェック事務において税務システムで行われた併合の誤りを発見し、更正処理を行う必要があった。また、併合チェックリスト上の併合メッセージの内容を把握し、必要に応じて課税資料の閲覧を行い、納税義務者又は給与支払事業者等への問合せを行うこと</p>	<p>サンプル調査の結果発見された3件の課税誤りは更正処理を行った。</p> <p>また、同様の課税誤りの再発を防止するため、平成31年3月に、併合チェックリストに基づく併合チェック事務及び更正事務に係るマニュアルを策定し、令和元年度から、各課において当該マニュアルを使用したOJTを実施し、事務を行っている。</p>

により、更正処理は可能であったと考える。

併合チェック事務及び更正事務は、担当職員の手作業で行われ、さらに一般的な事務と比較しても多くの税務上の知識が要求されるために、その個々の職員の事務能力に大きく依存する事務であるといえる。また、短期間において大量の併合チェックリストを処理する必要があり、1人当たりの事務負担が大きいため、過誤発生の危険性が高い事務であると思われる。

このため確認漏れ等の課税誤りを極力抑え、賦課を正確に行うためには、以下のような方策が有効であると思われる。

- 税務システムにおける併合処理の仕組み、併合チェックリスト上の併合メッセージの内容やその対応方法について事前の研修を充実させる。
- 併合チェック事務における判断の均等化を図るため、併合メッセージに記載されたエラーの内容によるチェックポイントを明確にするなど、併合チェック事務のルールをマニュアル（手順書）として明示化する。
- 過去の事務過誤等の内容をデータベース化し担当職員間で情報共有する。
- 併合チェック事務及び更正事務を行う人員を拡充する。

【指摘】

併合チェック事務及び更正事務のサンプル調査の結果、発見された課税誤りについては更正処理等の適切な対応をされたい。また、併合チェック事務及び更正事務において賦課の正確性を担保するため、担当職員に対する事前の研修の充実や併合チェック事務のルールのマニュアル化など今後同様の課税誤りの再発を防止する方策を検討されたい。

平成29年度包括外部監査

監査のテーマ：市税に係る事務の執行について

第5 監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見（各論）

3. 固定資産税及び都市計画税

（7）監査の結果及び意見【課税管理課、市税事務所資産税課、市税事務所法人課】

監査の結果（指摘事項の概要）	講じた措置
<p>③所有者が不明な土地・建物に対する固定資産税の賦課状況について【課税管理課、市税事務所資産税課】（報告書P167）</p> <p>【現状・問題点】</p> <p>市では、所有者が不明な土地・建物について、課税を保留している。地方税法には課税保留を認める明文の規定はなく、その法律的な根拠は不明確な部分があるものの、所有権者の調査が極めて困難な場合又は調査を尽くしても所有権者が特定できなかった場合などは、実務上、課税保留も止むを得ないと考えられる。しかしながら、課税の公正・公平性の観点からは望ましいものではないため、課税保留の判断は慎重に行うべきである。</p> <p>そのため、所有者が不明な土地・建物について課税保留とした判断が適切か検討することを目的として、賦課事務について担当者に質問するとともに、税務システムから出力された課税台帳のうち課税保留となっている物件について、サンプル調査によりその原因や課税保留とした過程を担当者に質問した。また、旧税務システム導入時に登録されなかった土地（主に道路や国有地など）についても、所有者不明土地が含まれていないか検討するため、任意に抽出したサンプルについて賦課状況等の状態を調査した。</p> <p>➤所有者が不明な土地・建物に対する賦課事務について</p> <p>登記上の所有者が旧土地台帳の記載のままとなっており個人を特定できる情報を欠く土地や、表題部のみ登記されており所有権者が不明の土地などは、課税を保留しており、税務システム上の課税台帳にも課税保留として記録しているとのことであった。最近はこのような原因で新たに課税保留とした物件はなく、旧税務システム導入より以前からの物件のみと思われるとのことであった。</p> <p>現在、新たに課税保留とするケースは、登記上の所有権者が死亡または消滅した場合で、相続人等が不明の場合に限られている。また、課税保留</p>	<p>現在課税保留としている物件については、課税保留とした原因等を記載した「課税保留一覧表」を新たに作成し、定期的に更新することとした。</p> <p>登記上の所有者である法人が消滅しており課税保留としていた土地1件については、調査の結果、承継法人は判明したが、承継法人の固定資産台帳には同土地が記録されておらず、承継法人の所有とは言えないため、引き続き課税保留とし、当該経緯を課税保留一覧表に記録した。</p> <p>旧税務システム導入時に登録されなかった土地のサンプル調査の対象のうち、所在地不明により課税台帳に記載されていなかった土地1件については、調査の結果、所有権者が判明したため、課税台帳へ登録した。</p>

とする際は、課税管理課、納税管理課、各市税事務所の資産税課及び納税各課の各班長で構成されている「適正課税推進検討会」において、調査を尽くしているか検討されている。しかしながら、過去に課税保留となっている物件については、事後的な検討を行っておらず、最近の死亡者課税によるものを除き課税保留としている物件の一覧は作成されていない。

➤ 課税台帳からのサンプル調査について

課税台帳から抽出したサンプルのうち、登記上の所有者である法人が消滅している土地1件については、当該土地の登記上の所有者となっている法人が昭和十年代に合併により消滅しており、長期間課税が保留されているが、現在の所有者の調査結果や課税保留とした事由、課税保留とする処置が適切か事後的に検討された記録はなかった。今回の監査にあたり、合併により消滅した法人の存続会社が当該物件を所有しているか資産税課の担当者が調査したところ、存続会社は当該物件を財産として管理しておらず、さらに合併時の詳細な法関係が不明であり、課税は難しいとのことであった。

➤ 旧税務システム導入時に登録されなかった土地のサンプル調査について

抽出したサンプルについて、賦課状況を調査したところ、所在地不明により現地確認できず課税台帳に記載されていなかった土地1件は、昭和48年に行われた土地改良事業による区画整理時に現地との対応関係を把握できず課税台帳に記載されなかったものである。しかしながら、今回の監査において改めて公図を確認したところ、当該土地は公図に記載されており、所在地が確認できた。

なお、官有地や道路、所在地不明などの事由により旧税務システム導入時に登録されなかった土地については、各市税事務所で土地の登記簿写を保管しているが、官有地以外はその事由について分類・整理されていない。これらは旧税務システム導入時に非課税又は所在地不明な土地であることを確認した上で登録作業から除外されたものである。

【指摘】

課税台帳からのサンプル調査の対象のうち、登記上の所有者である法人が消滅しており課税保留

としていた土地1件について、調査を尽くしても現在の所有者が特定できず課税保留とせざるを得ない場合は、課税保留とした判断の根拠を適切に記録し保管されたい。

また、不適切に課税を保留している物件が無いことを定期的に確認する方策を策定されたい。具体的な手続としては、税務システムから出力したデータをもとに課税保留としている物件の一覧を作成し、課税保留とした原因の分類・把握を行うことが考えられる。

旧税務システム導入時に登録されなかった土地のサンプル調査の対象のうち、所在地不明により課税台帳に記載されていなかった土地1件については、所在地が判明したため、所有者を調査し、課税台帳に登録されたい。

平成29年度包括外部監査

監査のテーマ：市税に係る事務の執行について

第5 監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見（各論）

4. 軽自動車税

(7) 監査の結果及び意見【課税管理課、市税事務所市民税課】

監査の結果（指摘事項の概要）	講じた措置				
<p>②市税事務所における課税台帳への登録の正確性担保について【課税管理課、市税事務所市民税課】（報告書 P183）</p> <p>【現状・問題点】</p> <p>市税事務所では原動機付自転車及び小型特殊自動車の新規登録、廃車、変更の事務を実施している。提出された申請書の情報を税務システムに入力する際はプルダウン方式であり、該当する項目をクリックすることにより行われるため比較の入力ミスが発生し難しい仕組みとなっている。しかし、手作業が介在するという点においては入力ミスが発生するリスクが存在する。そこで、申請書を母集団としてサンプルを無作為で抽出し、入力の正確性を検証した。</p> <p>申請書と課税台帳を照合した結果、入力ミスによる誤りは発見されなかった。一方で、処理欄の証跡について調査した結果、「受付」、「入力」、「照合」の全項目について同一担当者のサインが記されたサンプルが散見された。この場合、処理欄の取扱いが担当者によって区々であり、複数欄にまたがるサインやサインを省略しているものも散見された。</p> <p>現状、非正規職員が受け付けた申請書は正規職員が照合を実施しているが、正規職員が受け付けた申請書については、受付から入力、照合まで1人の担当者が処理しており、入力日において入力担当者以外の者による照合が実施されていない。同一担当者により処理されたサンプル中、2件について以下のとおり申請書への記載漏れが発見された。当該記載漏れは申請者による書類記載の不備であるが、入力担当者以外の者による照合を実施していれば防止できたものとする。</p> <table border="1" data-bbox="156 1861 772 2083"> <thead> <tr> <th data-bbox="156 1861 368 1906">記載漏れの内容</th> <th data-bbox="368 1861 772 1906">問題点等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="156 1906 368 2083">「標識返納の有無」欄の有・無に○の記載がない</td> <td data-bbox="368 1906 772 2083">標識返納が「無」であれば弁償金処理が必要となる可能性があり、「有」であれば標識を回収する必要がある。弁償金処理の判断に影響</td> </tr> </tbody> </table>	記載漏れの内容	問題点等	「標識返納の有無」欄の有・無に○の記載がない	標識返納が「無」であれば弁償金処理が必要となる可能性があり、「有」であれば標識を回収する必要がある。弁償金処理の判断に影響	<p>平成31年3月に「軽自動車税の手引（実務編）」を改訂し、当該手引において、申請書の受付・入力・照合欄については、実施した者が必ず押印またはサインをすること、並びに入力日に実施する照合については、入力担当者以外の者が実施することを明記した。</p> <p>また、申請書の内容と入力内容の照合についても、当該手引きにおいて、翌営業日以降、入力者以外の者が申請書の内容とシステムの画面を照合し、申請書の所定の箇所に確認日及び確認者名を記載することを明記した。</p>
記載漏れの内容	問題点等				
「標識返納の有無」欄の有・無に○の記載がない	標識返納が「無」であれば弁償金処理が必要となる可能性があり、「有」であれば標識を回収する必要がある。弁償金処理の判断に影響				

	響を与えることとなりもれなく記載されるべき事項である。	
「紛失の状況」欄に記載がない。	当該ケースは盗難届出がなされていないケースであったが、このようなケースにおいては、「紛失の状況」の記載が廃車処理の裏付けとなることから、もれなく記載されるべき事項である。	
<p>また、入力日の翌日に「異動車両一覧表」と申請書を照合する手続により入力内容と申請書の照合が実施されるが、当該照合において、概してチェックの証跡が残されておらず、各市税事務所間で統一した方法がなかった。</p> <p>【指摘】</p> <p>課税台帳の正確性担保のため、入力日に実施する照合は入力担当者以外の者が実施し、処理欄の取扱いにつき担当者毎に異なるようルールを設けられたい。また、入力日の翌日に実施される照合手続の方法についても、市税事務所間での統一化を図り、運用を担保するためのルールを設けられたい。</p>		

平成29年度包括外部監査

監査のテーマ：市税に係る事務の執行について

第5 監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見（各論）

4. 軽自動車税

（7）監査の結果及び意見【課税管理課、市税事務所市民税課】

監査の結果（指摘事項の概要）	講じた措置
<p>⑤課税台帳の修正手入力の検証について【課税管理課】（報告書 P187）</p> <p>【現状・問題点】</p> <p>平成28年度の軽自動車税課税事務において、課税管理課では三輪以上の軽自動車について地方公共団体情報システム機構から検査情報をダウンロードし、課税台帳とシステム照合を実施している。その結果作成される確認リスト「確認車両ファイル」に基づき担当者は必要があれば課税台帳を手入力で修正する（なお、課税台帳とシステムとの不一致事由の確認及び修正入力は市税事務所市民税課の事務であるが、新税務システム稼働の初年度であった平成28年度は、時間的制約から課税管理課で実施している）。当該修正後の情報に基づき賦課額が自動計算により算出される。</p> <p>この点、修正により情報が転換するため修正の判断を誤るリスク、正しい情報の入力を誤るリスクが存在する。一般に当該リスクに対する仕組みとして、（i）事前にリスクを防止する仕組みとしては、入力前に上長の承認を得る（正当性の担保）、（ii）事後的にリスクを発見する仕組みとしては、入力担当者以外の者による確認（正確性の担保）が考えられる。しかし、現状では入力担当者自身によるセルフチェックを実施しているのみであり、事前にも事後にもリスクに対する仕組みが整備されていない。</p> <p>そこで、「確認車両ファイル」を母集団として任意でサンプルを抽出し、課税台帳修正の正当性及び正確性について検証した。</p> <p>「確認車両ファイル」では3つの確認メッセージ毎に対象車両がリストアップされる。メッセージ3「軽課対象車両の可能性あります」で抽出された1件について新税率を適用すべきところ、旧税率を適用して賦課したサンプル（被牽引車）が発見された。当該車両は軽課の対象ではなかったが、初度検査が平成27年4月以降であったため新税率が適用される車両である。これは、被牽引</p>	<p>平成31年3月に「軽自動車税の手引（実務編）」を改訂し、当該手引において、「確認車両ファイル」による修正の事務については、（i）修正すべき事由及び件数を管理職に報告し、承認を得ること、並びに（ii）入力日の翌営業日に出力される「異動車両一覧表」の該当車両に印を付け、修正した事由等を記載し、入力者以外の者が確認・照合してサインすることを明記した。</p>

車は経年車重課の適用対象外であるところ、担当者が将来経年車重課の対象となることを避けるための措置として初度検査年月を書き換えたために発生した誤りであった。追加調査の結果、当初発見された1件以外に同じ内容の誤りが4件発見された。

課税誤りの金額は1件当たり1千円であるが、一度課税台帳を書き換えると次年度以降に繰り越され誤りが発見されない可能性があり、その結果将来に亘り継続的に誤った税率により課税額が算定されるおそれがある。

【指摘】

「確認車両ファイル」による修正の事務について、(i)課税台帳の修正が適切であることを担保するため、適切な承認を得る(ii)入力の正確性を担保するため、課税台帳を修正した翌日に出力される「異動車両一覧表」を用いて入力者以外の担当者が確認を実施しその証跡を残す等、正当性及び正確性を担保するための仕組みを整備された。

平成30年度包括外部監査

監査のテーマ：業務委託に係る事務の執行について

第5 監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見（各論）

3.1. 都市アイデンティティ発信観光ガイドウェブサイト運用保守及び日本語冊子更新作成業務委託（No.121）【経済農政局経済部観光プロモーション課】

監査の結果（指摘事項の概要）	講じた措置
<p>(2) 委託事務の管理（報告書 P143）</p> <p>① 現状分析</p> <p>本委託業務である「都市アイデンティティ発信観光ガイドウェブサイト運用保守及び日本語冊子更新作成業務委託」の一環として、委託先事業者は個人情報として、Web サイトからの体験ツアーの予約のための連絡先等を収集している。</p> <p>委託契約書における「個人情報取扱特記事項」には、「受注者は、この契約による事務を処理するために発注者から貸与され、又は受注者が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約の終了後直ちに発注者に返還し、又は引き渡すものとし、発注者の承諾を得て行なった複写又は複製物については、廃棄又は消去し、発注者にその旨の報告をしなければならない。ただし、発注者が別に指示したときは、当該方法によるものとする。」とされている。しかしながら、本委託業務においては、事業の目的として収集された個人情報が市へ引き渡されておらず、また、文書での廃棄の指示や報告も行われていない。市契約担当者は、完了検査時に口頭で報告を受けたとのことであるが、これを裏付ける記録はない。</p> <p>② 原因及び問題点</p> <p>本委託業務の発注者である市は、業務履行後、委託先事業者が本業務のために収集した個人情報について、速やかに廃棄・消去するよう指示し、報告を受ける必要がある。委託先事業者が市の業務に関して収集した個人情報が万が一漏えいや目的外利用された場合、市としても責任を負うおそれがある。</p> <p>本委託業務における Web サイトからの体験ツアーの予約のための連絡先等の個人情報について、漏えい又は目的外に使用されることを防止するため、委託契約書の個人情報取扱特記事項に基づき、委託先事業者に当該個人情報の廃棄又は消去を指示する必要があったところ、指示書や報告書などの記録がないため、市個人情報保護条例第 12 条第</p>	<p>講じた措置</p> <p>平成31年4月1日に、経済部長が所属長に対して、「平成30年度包括外部監査（指摘・意見）に基づく業務委託事務の改善の徹底について（周知）」と題した文書を発出し、個人情報の取扱いについて、廃棄又は消去を指示し、文書での廃棄完了報告を提出させるよう、所属長から所属職員に対して周知徹底を図った。</p> <p>本業務委託については、事業者から「個人情報消去・廃棄報告書」を受領し、Web サイトからの体験ツアーの予約のための連絡先等の個人情報が消去されていることを確認した。</p>

1 項の「必要な措置」が講じられているか確認できなかった。

【指摘】

個人情報の適切な管理のため、個人情報取扱特記事項及び千葉市個人情報保護条例第 12 条第 1 項に基づき、業務終了後に廃棄又は消去を指示し、文書での廃棄完了報告を求められたい。

本契約においては、委託業務のために収集した Web サイトからの体験ツアーの予約のための連絡先等の個人情報について、委託先事業者から文書での廃棄完了報告を入手されたい。

平成30年度包括外部監査

監査のテーマ：業務委託に係る事務の執行について

第5 監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見（各論）

3.1. 都市アイデンティティ発信観光ガイドウェブサイト運用保守及び日本語冊子更新作成業務委託（No. 121）【経済農政局経済部観光プロモーション課】

監査の結果（指摘事項の概要）	講じた措置
<p>(5) 保証金の免除（報告書 P146）</p> <p>① 現状分析</p> <p>平成28年度の委託契約では、契約書には契約保証金の免除について「免除可能な場合は免除する」旨が記載されているのみで、免除するか否か最終的な判断が記載されていない。ただし、支出負担行為伺には、千葉市契約規則第29条第3号（実績要件）に基づき免除する旨の記載がある。</p> <p>また、平成29年度の委託契約では、同規則第29条第5号（少額の随意契約）に基づき契約保証金を免除する旨が契約書及び支出負担行為伺に記載されているが、発注課担当者に免除の理由について質問したところ、本契約（契約金額2,520千円（税込））についてどのような基準で「少額」と判定したか不明であり、契約保証金の免除の根拠は実際には第5号ではなく第3号である可能性が高いとの見解を得た。</p> <p>② 原因及び問題点</p> <p>平成28年度契約書における記載内容は、公募段階における契約書案と同内容であり、事業者が選定され免除の可否が明確になった後も、契約書が適切に更新されなかったことが原因である。</p> <p>平成29年度契約において、保証金免除の理由が千葉市契約規則第29条第5号と記載された理由は不明であるが、支出負担行為伺において、契約保証金の免除に関する根拠資料を添付し回議しなかったことが、判断を誤った要因の一つであると考えられる。</p> <p>【指摘】</p> <p>紛争防止のため、契約書には契約保証金の免除の可否について明確に記載されたい。</p> <p>また、不適切な理由による契約保証金の免除を防止するため、支出負担行為伺に契約保証金の免除に関する根拠資料を添付し回議されたい。</p> <p>決裁権限者は、千葉市契約規則の根拠条文を根拠資料とともに確認し、免除の要件を満たしているか適切に検証する必要があると考える。</p>	<p>平成31年4月1日に、経済部長が所属長に対して、「平成30年度包括外部監査（指摘・意見）に基づく業務委託事務の改善の徹底について（周知）」と題した文書を発出し、契約書には契約保証金の免除の可否について明確に記載し、支出負担行為伺に契約保証金の免除に関する根拠資料を添付し回議するよう、所属長から所属職員に対して周知徹底を図った。</p> <p>本委託契約については、令和元年度契約分から、契約書に契約保証金を免除することを明記した。また、不適切な理由による契約保証金の免除を防止するため、支出負担行為伺に契約保証金の免除に関する根拠資料を添付して回議し、決裁権限者が、千葉市契約規則の根拠条文と照らし合わせて、免除の要件を満たしていることを確認した。</p>